

令和6年度(熊本県立学校学校技師)勤務条件

1 職 名

熊本県立学校学校技師

2 職務内容

校内環境整備業務 (変更の範囲) 変更なし

3 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限)
- (3) 勤務地：熊本県立八代工業高等学校 (変更の範囲) 変更なし
- (4) 勤務日数：月20日以内で校長が定める。
※学校閉庁日は勤務を割り振らない日とする。
- (5) 勤務時間：7時間(週5日)
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき35時間以内とする。
※定められた勤務時間外に勤務を命じることはありません。
- (6) 休憩時間：12:05～12:50
- (7) 休日等：熊本県の休日を定める条例第1条に定める県の休日とする。
- (8) 休暇等：年次有給休暇 あり(6ヵ月間継続勤務した場合)
※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等) あり
- (9) 報酬等：
 - ①報酬日額 7時間6,640円
 - ②通勤費用 実費相当額を支給
 - ③期末手当 令和6年6月期：最大1.225月、12月期：最大1.225月
 - ④勤勉手当 令和6年6月期：最大1.025月、12月期：最大1.025月※1 報酬日額、通勤費用、期末手当、勤勉手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
※2 概ね期末手当及び勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。
※3 期末手当及び勤勉手当支給月額数は、今後、条例及び人事委員会規則の改正をもって確定となる予定ですのでご注意ください。
- (10) 社会保険：社会保険の加入 あり
雇用保険の加入 あり
- (11) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (12) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(13) 地方公務員の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(14) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例

※詳細は、熊本県教育委員会会計年度任用職員任用等取扱要綱及び学校補助員設置要項による